

ともに目指す！産地強化支援事業実施要領

制 定 令和6年3月22日付第202400001326号
最終改正 令和8年10月7日付第202600150302号
鳥取県農林水産部長通知

1 目 的

地域における農業の生産額拡大や担い手の育成には、産地育成や優良農地の維持管理など地域の力を結集し、一丸となって取り組んでいくことが必要である。

県は、市町村が地域の農業者、農業協同組合等との合意形成を基礎として策定する、農業を活性化することを主眼とした振興計画（以下「プラン」という。）の策定を支援するとともに、プランを認定し、その実現に必要な支援を行うことにより、地域農業の活性化や農業生産1千億円達成に向け本県農業をリードする主要品目について一層の産地強化を図ることを目的とする。

2 プランの原則

認定するプランは、（１）から（７）をすべて満たすものとする。また、ともに目指す！産地強化支援事業費補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202400001326号鳥取県農林水産部長通知。以下、「交付要綱」という。）別表第1欄（１）産地強化支援事業のうち、第7欄の「産地プロジェクト」に係るプランとして事業費上限額の適用を受けるには、（１）から（７）と合わせて（８）を満たすものとする。また、交付要綱別表第1欄（１）③地域未来戦略事業の実施にあたっては、（１）から（７）と合わせて（９）を満たすものとする。

（１）プランは地域の農業を活性化することを主眼においたものであり、プランを実行することにより地域農業の振興、地域の活性化にメリットがあること。

（２）プランには以下に関する計画、目標を設定すること。

ア 担い手・新規就農者の確保又は共助体制の構築など地域農業の保全を確保する取組

イ 農地利用の効率化・維持管理

ウ 核となる品目の生産振興

エ ブランド化や販売力強化の取組（「産地プロジェクト」に係るプラン以外は任意）

（３）プランに掲げた目標達成に向け、市町村等が主体的に本気で取り組む姿勢を有していること。

（４）プランに掲げた目標が具体的で、かつ、実現可能なこと。

（５）プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であること。

（６）機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。

（７）プラン期間は5年とする。

なお、プランの期間中からプラン終了年度の翌年度まで毎年度の目標を設定することとし、助成措置を伴う事業における実施主体が複数となるプランにあつては、プラン全体の目標に加え、事業実施主体毎の目標を設定すること。

（８）5（３）の申請時（12（２）による準用を含む）に、「産地プロジェクト」により取り組んでいる（予定を含む）産地プロジェクト課題の概要及び取組状況が分かる資料を添付すること。

（９）策定したプランが「地域産業成長プラン」として位置づけられ、内閣府において公表されること。

3 プランの対象分野

認定するプランは、一定の地域における農業を核とした総合的な取り組みであり、農業分野を対象とし、畜産分野（耕畜連携に関するものを除く）、林業分野（特用林産物を除く）、水産分野は対象としない。

4 プランの策定者

農業を活性化することに主眼をおいたプラン策定により地域振興を図る市町村とする。なお、対象地域が複数の市町村の範囲にまたがる場合、複数市町村の連名で1つのプランを策定することを可能

とするが、その場合の事業費上限額は、1プランあたり交付要綱別表7の額を適用する。

5 プラン等の申請手続

プランの認定を受けようとする市町村長は、地域農業振興方向をまとめた基本計画を作成し、審査会において基本計画が採択された後、プランを策定し、同審査会において内容を審査のうえ認定を受けるものとする。

(1) 基本計画採択申請の手続等

ア 市町村長は、農林水産部長が別に定める期限までに、基本計画（別記様式2）を作成し、別記様式1を添付して東部農林事務所長（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下「所長」という。）へ提出し、採択の申請をするものとする。

イ 所長は、前項の基本計画の提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。

(2) 基本計画の採択

ア 農林水産部長は、審査会を設置するものとする。

イ 審査会において、申請のあった基本計画の採択について決定するものとする。

ウ 農林水産部長は、審査会の決定に基づき基本計画の採択結果を市町村長に通知するものとする。

(3) プラン認定の手続等

ア 基本計画が採択された市町村長は、農林水産部長が別に定める期限までに、地域の農業者や農業者団体、商工業者、有識者などからなるプラン策定検討委員会（以下「策定委員会」という。）を開催のうえプラン（別記様式4）を策定し、別記様式3を添付して所管の所長へ提出し、認定の申請を行うものとする。

イ 所長は、前項のプランの提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。

(4) プランの認定

ア 審査会において2のプランの原則に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について決定するものとする。

イ 農林水産部長は、審査会の意見に基づきプランの認定結果を市町村長に通知するものとする。

6 支援体制

東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター日野振興局）は、市町村のプラン策定及び認定されたプランの実現に向け、取組状況の把握に努めるとともに、必要な指導・助言及び協力を行うものとする。

7 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、以下について、別に定めるところにより補助するものとする。

審査会において認定されたプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費。

8 支援事業

支援事業の実施はプラン認定の翌年度からとし、支援事業の実施期間は5年以内、支援事業の対象は、以下のとおりとする。

(1) 国庫補助事業等、他の事業で対応できないもの。

(2) 農業、特用林産物関係の事業とし、畜産関係事業は対象としない。ただし、耕畜連携に関するものは対象とする。なお、機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く。

(3) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは支援対象から除く。ただし、パソコン等の事務機器及び軽トラック等の汎用性がある車両以外のものであって、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要であること及び導入後の適正利用が確認で

きるものであることの全ての要件を満たす場合には、この限りではない。

- (4) 不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関する事業は対象としない。
- (5) 他補助事業の上乗せ補助は支援対象としない。

9 プラン実施状況の報告

- (1) 市町村長は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した機械等の利用状況等（以下「実施状況」という）を速やかに所管の所長に提出するものとする。なお、「産地プロジェクト」に係るプランにあっては、産地プロジェクト課題の進捗状況が分かる資料を添付すること。
- (2) 所長は、(1)の実施状況の提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。
- (3) (1)の報告は、別記様式5により、毎年度の実績等を、翌年6月30日までにを行うものとする。
- (4) (1)の報告は、認定を受けたプランの期間終了年度の翌年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は、7割以上になるまでとするが、その期間は支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

10 プランの点検・評価

- (1) プランの認定を受けた市町村はプラン期間中において、毎年プランの実現に向けた取組状況の点検を行い、現状と課題の把握に努めるとともに、プランに関係する地域の農業者、関係機関等との共有に努めるものとする。
- (2) 農林水産部長は、認定を受けているプランについて、プラン期間の中間年（3年目）を目安に、中間評価として審査会の委員等により取組状況、目標達成状況の点検・評価を行うこととする。
- (3) 市町村は自己点検及び審査会の委員等の点検・評価の結果を参考としてプランの取組改善に努めるものとする。

11 プランの公表

認定されたプランは、速やかにとりネットの農林水産部ホームページに掲載する。また、9により報告されたプランの実施状況についても公表するものとする。

12 プラン変更の承認

- (1) 認定されたプランの内容を変更（支援事業費の増加を伴うものや「産地プロジェクト」及び「地域未来戦略事業」に係るプランへの移行等、プランの内容の重要な変更に限る。）しようとするときは、審査会において変更の認定を受けるものとする。
- (2) 5の(3)の規定は(1)の変更認定について準用する。

13 制度移行の手続き

がんばる地域プラン事業実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知、以下「旧要領」という。）の6(2)に基づき認定されたプランのうち、交付申請時またはプラン変更申請時に別記様式6により交付要綱別表第1欄(1)産地強化支援事業への移行を申し出た場合、産地強化支援事業への制度移行を可能とし、制度移行後は、本要領に従うものとする。

ただし、交付要綱別表第1欄(1)産地強化支援事業のうち「産地プロジェクト」に係るプランへの移行にあたっては、本要領12に基づきプラン変更の承認を受けるものとする。

14 その他事業実施上の留意点

- (1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、主な農業機械（トラクター等）の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業の目標面積が農業機械導入計画書（平成30年5月18日付第201800027136号農林水産部長通知）に定めた利用規模の下限を満たすよう努め、その他の機械等の導入に当たっても過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。特に、機械、施設等を整備する場合は、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、事業費の低減に努めるものとする。
- (3) 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (4) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

令和6年3月31日までに旧要領に基づき認定されたプランについては、なお従前の例による。ただし、本要領13により制度移行した場合は、移行後、本要領を適用するものとする。

附 則

この改正は、令和8年10月7日から施行する。